

# 臨時議会 11月25日

## 補正予算 (一般会計)

### 専決処分

●平成26年度奥尻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

……承認

資本的支出に4百34万円を追加し総額1千6百68万1千円としました。



●平成26年度奥尻町一般会計補正予算(第6号)

……原案可決

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千9百75万1千円を追加し、歳入歳出予算総額を41億5千54万9千円と

しました。  
補正内容及び補正額は次のとおりです。

#### 〔歳入〕

国庫支出金

2百57万1千円

道支出金

1千5百26万9千円

繰入金

1百91万1千円

#### 〔歳出〕

総務費

4百48万2千円

土木費

1千5百26万9千円

## 条 例

●職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

……原案可決

人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本条例の一部を改正しました。

●医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例

……原案可決

人事院勧告に基づく職員給与に関する条例の改正に伴い、一般職と同率の支給率とするため本条例を改正しました。

●町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

……原案可決

人事院勧告に基づく職員給与に関する条例の改正に伴い、一般職と同率の支給率とするため本条例を改正しました。

●教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

……原案可決

人事院勧告に基づく職員給与に関する条例の改正に伴い、一般職と同率の支給率とするため本条例を改正しました。

## お 願 い

議長宛の文書や案内状などは、議長の公務日程上の調整をする必要がありますので、議長の私宅に送付しないで、議会事務局に差出人等を明記の上、送付してください。

なお、期日、期限等があるものについてはお早めをお願いします。

◆送付先 奥尻町字奥尻  
奥尻町議会議長あて